

ぐんまちゃん家における期間限定販売(PR販売)取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ぐんまちゃん家（東京都中央区銀座7-10-5 The ORB Luminous）1階におけるPRを目的とした期間限定販売（以下「PR販売」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ぐんまちゃん家におけるPR販売は、首都圏における消費者、飲食店等経営者、デパート等の仕入担当者などに向けて、群馬県内の特色ある物産等の商品（以下「商品」という。）を展示販売することで、県産品の知名度向上と販路拡大を図ることを目的とする。

(出展資格)

第3条 出展者は、群馬県内に事務所又は事業所を有する個人・法人・団体等で次の条件を満たすものであること。

- (1) 県内で生産、開発、加工した商品であること。
- (2) 食品衛生法、JAS法等の各種法令に違反しない商品であること。
- (3) 特許、実用新案等で係争中でない（係争の恐れのない）商品であること。
- (4) 公序良俗に反しない商品であること。
- (5) ぐんまちゃん家で今までに取扱いがなく、新商品であること。
- (6) 県内の観光協会・物産協会・商工会議所・商工会・関係組合等に加盟しているか、又は県若しくは市町村の推薦があること。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(出展者)

第4条 出展者は、ぐんま総合情報センター（以下「センター」という。）とぐんまちゃん家における物産販売業務の受託者である株式会社田園プラザ川場（以下「川場」という。）において協議の上、決定する。

(販売方法)

第5条 販売方法は次のとおりとする。

- (1) 販売方法は、展示委託販売とし、委託先は川場とする。
- (2) 取扱期間は、原則1ヶ月、出展者は4社、各社2商品まで（計8商品）とする。
- (3) 商品の展示場所、陳列方法は、川場に一任する。
- (4) 出展者は、ぐんまちゃん家において、対面販売（試食及び試飲を除く。）を実施し、お客様の反応やニーズを確認することができる。
- (5) 出展者が対面販売等を実施する場合は、ネームプレート等を持参し、出展者である旨をお客様に対し明示する。
- (6) 出展者の過失等により、お客様に対し損害等を与えた場合は、出展者が責任を持って対処する。

(取引条件)

第6条 取引条件は次のとおりとする。

- (1) 商品は、売掛販売を原則とする。
- (2) 販売手数料は、売上金額の20%とする。
- (3) 商品の納品及び返品に係る費用は出展者の負担とする。
- (4) 期間終了後、常設販売に移行する場合は、別途、川場と出展者で協議する。
- (5) 商品の管理のため、商品にバーコードを添付するように出展者は努める。

(出展申込み)

第7条 出展希望者は、別紙様式「ぐんまちゃん家における期間限定販売（PR販売）申込書」に必要事項を記入のうえ、希望出展月の前月5日までにぐんまちゃん家1階物産販売部門（川場）あてに電子メールで申し込む。なお、希望者多数の場合は、先着順とする。

(取引中止)

第8条 販売数が著しく少量、又は第3条に該当しないと判明した場合は、取引を中止することがある。

(協議事項)

第9条 本要領において協議が必要な事項、又は本要領に定めのない事項については、センター、川場及び出展者で協議のうえ、決定するものとする。

附 則

- ・本要領は、令和元年10月11日より施行する。

附 則

- ・本要領は、令和2年7月31日より施行する。